

議案第 132 号 宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 令和 6 年度組織改正について（案）

1 基本方針

令和 6 年度の組織改正は、行財政経営方針に掲げる変革や協働・共創などの取組により、第 6 次総合計画を着実に推進していくため、また、市民にわかりやすい組織とするために、必要な組織体制を整備することを目的とする。

2 主な改正内容

(1) 変革に関する取組について

行財政経営の仕組みや業務の進め方を変革し、社会の変化や課題に的確に対応できる組織を目指すために、これまで職員の意識改革を促進し、変革に必要な人材の育成に着手してきた。今後は、これらの取組により行財政運営から行財政経営への流れを着実に推進するため、経営改革推進課の一部と情報政策課を総務部に移管し、人材育成や業務改革 (BPR) の推進、デジタル・データ基盤の整備に向けて一体的に取り組む。また、経営改革推進課を DX 推進課(案)に、情報政策課を情報管理課(案)に課名の変更を検討する。

(2) 公共施設マネジメントについて

施設マネジメント課は宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針（令和元年 7 月策定）や長寿命化計画などに基づき、市民利用施設などの公共施設の効果的かつ効率的な維持修繕による長寿命化や施設保有量の最適化などを進めている。

令和 3 年度からは老朽化が進む建物施設の適正な維持管理や保全に向けて、優先順位を定めて予算分配するなど建物施設の維持・更新（施設保全）に係る取組を行っている。また、令和 5 年度には副市長を会長とし、理事、企画経営部長、経営改革推進担当部長、都市整備部長など公共施設マネジメントに関連する部長で構成する宝塚市公共施設マネジメント推進会議を設置し、公共施設全体に関するマネジメントの本部として経営的、総合的な視点から集中的な議論及び検討を行うことで、取組の強化を図っている。

今後、公共施設マネジメントと建築物の保全及び営繕それぞれの体制強化を図り、各施設の情報一元化や総合的かつ戦略的な施設保全を行うとともに、公共施設マネジメント推進会議の方針決定を受け、公共施設の複合化や統廃合、再編などの取組を着実に進めるため、公共施設マネジメントに係る業務を都市整備部に移管して、機能的かつ効率的な組織体制を整備する。

3 宝塚市事務分掌条例の一部改正の施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

4 市立病院の経営改革、建替え検討などについて

令和2年度から市立病院の経営改革のために、企画経営部に市立病院経営改革担当を配置して、市立病院経営統括部とともに経営改革に取り組んできた。今後、市立病院の建替えの検討を進めるとともに、地域の医療機関との機能分化・連携強化などに取り組むために、必要な職員の配置、人材育成などの体制整備に取り組む。

5 協働・共創、広報について

宝塚市行財政経営方針に掲げる協働・共創により、市民や多様な主体との協力関係を構築し、ともにまちづくりを進めるとともに、重要な施策を広報と一体的に取り組むため、企画経営部において必要な体制整備に取り組む。

また、全庁的に取り組むため、各部の担当次長が協働・共創、広報を推進する役割を担っていることを明確化し、取組を強化する。

6 高齢者の健康づくり、医療機関との連携や福祉に関する相談体制の充実などについて

誰もが活躍できる社会を目指すため、高齢者の健康づくり、いきがづくり、保健事業と介護予防の一体的実施の取組を推進するとともに、地域の在宅医療機関との連携を強化するために、必要な職員の配置など体制整備に取り組む。

また、誰一人取り残さない社会を目指した支援体制の充実のため、令和7年度からの重層的支援体制の構築に向けて、引き続き、体制を検討する。

7 母子保健・児童福祉の一体的相談支援機関の整備について

妊産婦、子育て世帯、子どもの誰1人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐためには、母子保健の相談機関と児童福祉の相談機関の一層の連携強化が必要である。このため、統括支援員の配置など、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図るため、必要な体制整備に取り組む。

8 エネルギー施策について

近年の環境課題における脱炭素化のウェイトは増加しており、自然保護やプラスチック削減など、環境政策と地域エネルギー課の所掌する業務は関連が強いため、環境政策課と地域エネルギー課を統合し、脱炭素をはじめとする環境課題に柔軟に対応できる体制とし、環境エネルギー政策課(案)に課名の変更を検討する。

9 室制度の見直しについて

近年、部局横断的な対応が必要な課題が増えており、部局を超えた各課の連携や情報共有が必要とされている。室制度を見直し、部局間の情報共有を促進し、連携を強化することで、多様な市民ニーズや重要課題に対し、スピード感を持って柔軟に対応できるように検討を進めている。

(1) 次長級職員の配置について

室制の見直しにより、一律に室長を配置することは行わず、部長を補佐するため、各部に部(総括)次長及び担当次長を配置するとともに、部局横断的な課題に対し、特命事項を所掌する担当次長の配置などを行う。

これにより、組織横断的な課題に対して柔軟かつ効果的に対応することができるとともに、プロジェクトを推進する役割を明確にし、組織全体の結束力を高め効率的に業務を進めることが期待できる。

(2) 次長級職員の役割などについて

部長は組織全体の方向性や目標設定、戦略の策定など、より戦略的な役割を果たすことが求められており、次長は部長の補佐役として、部長の指示や方針を具体的な業務に落とし込んだり、組織全体の課題解決や計画の推進役として、部署間の調整や連携を図り、事業の進捗状況や課題を適正に管理しながら、成果を達成する役割を果たす必要がある。

また、部局横断的な課題やプロジェクトが増えており、部長や次長は部局を超えて各課の連携や情報共有を促進し、組織全体の一体性を図る役割を担う必要がある。特に次長は、プロジェクトの企画立案や推進役として進捗状況を把握するとともに、部長の代理として、目標達成に向けて組織全体をまとめる役割も果たすこととする。